

財務諸表に対する注記（本部拠点区分）

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
該当なし
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・建物並びに器具及び備品－該当なし
 - ・リース資産－該当なし
- (3) 引当金の計上基準
 - ・退職給付引当金
該当なし
 - ・賞与引当金
該当なし

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

該当なし

4. 拠点が作成する財務諸表とサービス区分

当拠点において作成する財務諸表は以下のとおりになっている。

- (1) 本部拠点財務諸表（第1号の4様式、第2号の4様式、第3号の4様式）

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

6. 会計基準第3章第4（4）及び（6）の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保にしている資産

該当なし

8. 固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高

該当なし

9. 債権額、徴収不能手当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし